

- 令和5年度の健康診断のご案内
- 退職後の健康保険加入のご案内

- 「医療費のお知らせ」送付のご案内
- 申請書の様式をご確認ください!



令和5年度の健康診断のご案内

令和5年度より

被保険者(ご本人)の健康診断負担額が**減額**(補助額が増額)となります!!

令和4年度まで
自己負担額最高 **7,169円**
(補助額の最高11,696円)

約2,000円 DOWN

令和5年度から
自己負担額最高 **5,282円**
(補助額の最高13,583円)

生活習慣病予防健診
被保険者(ご本人)3月下旬に、**緑色の封筒** で対象者のいる**事業所様**にご案内をお送りします。

- ※**35歳~74歳**の被保険者様を対象とした健診です。
- ※指定の健診機関へ**直接**ご予約ください。

生活習慣病予防健診の
詳細はこちら

生活習慣病予防健診はこのようなご要望にお応えします!

定期健診に使いたい!

生活習慣病予防健診は労働安全衛生法に基づく定期健康診断の項目をすべて含んでいます。

がんについても検査したい!

5種類のがん検診(胃・大腸・肺・乳・子宮頸がん)が同時に受診できます。
※乳・子宮頸がんは年齢要件があります。

従業員の管理をしたい!

情報提供サービスを利用いただくと最新の対象者の把握やエクセルでの管理などが簡単にできます。
※情報提供サービスの利用は申し込み、登録が必要です。

さらに!

従業員が健康で長く働けるように将来への投資として…

健康サポート(特定保健指導)が**セット**になっています!※1※2

※1 特定保健指導に該当した方に実施します。 ※2 一部の健診機関で健診当日に実施しています。

令和5年度もさらにお得になった生活習慣病予防健診をご利用ください。

被扶養者(ご家族)の健康診断にも最高 **7,150円** を補助します被扶養者(ご家族)
特定健診4月上旬に、**黄色の封筒** で被保険者様のご**自宅**にご案内をお送りします。※**40~74歳**の被扶養者様を対象とした健診です。特定健診の
詳細はこちら

特定健診はこのようなご要望にお応えします!

もう少し詳しい検査をしたい!

兵庫支部では内容が更に充実したミニドック健診も行っています。
※一部の健診機関で実施しています。

近くの病院・クリニックで受診したい!

受診可能な健診機関は全国で約50,000機関あり、身近な診療所等でも受診可能です。

買い物ついでに受診したい!

兵庫支部では県内各地で商業施設等での健診を実施しています。

自治体のがん検診と一緒に受診したい!

県内各自治体が実施しているがん健診とセットで受けていただくことができます。

家族(被扶養者)にも健診をお勧めください!



「医療費のお知らせ」送付のご案内

協会けんぽでは、加入者の皆さまに、ご自身の治療等にかかった医療費を確認していただき、健康保険事業の健全な運営を図るために、年一回「医療費のお知らせ」を発行しています。事業主様におかれましては、御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、「医療費のお知らせ」について以下の2点のご協力を賜りますようお願いいたします。



- 対象の被保険者(従業員)様にお渡しく下さい。
- 対象の方がご退職されて渡せない場合は、同封の返信用封筒にてご返却ください。

送付時期 令和5年1月下旬から2月上旬

対象期間 主に令和3年10月診療分～令和4年9月診療分

送付先

お勤めの方▶お勤め先の事業所
任意継続に加入されている方▶ご自宅

※医療機関への受診がない方、作成時点(令和4年12月上旬)において、健康保険の資格がない方(退職者・新規採用者・扶養未認定者等)などについては、お知らせの送付はございません。

ポイント

- ・「医療費のお知らせ」は医療費控除の申告手続きに使用可能です。
- ・「医療費のお知らせ」に記載のない診療分については、医療機関等からの領収書での確認が必要です。

医療費控除については、[国税庁のホームページ](#)をご覧ください。 [管轄の税務署](#)へお問い合わせください。

■国税庁：<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1120.htm>



退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険は、加入者ご自身で手続きが必要です。ご退職後、以下の要件を満たす方については最長2年間任意継続健康保険にご加入いただくことができます。

- ①ご退職日までに**被保険者期間が継続して2か月以上ある**こと。
- ②**ご退職の翌日から20日以内**に申出書を協会けんぽ宛にご提出いただくこと。
(郵送の場合は必着)

※令和3年10月以降、普通郵便の配達がこれまでよりも遅くなっておりますので、加入をご希望される場合は早めのお手続きをお願いします。

任意継続健康保険の制度の詳細については、協会けんぽHPをご覧ください。

よくあるご質問
はこちらから



申請書の様式をご確認ください!

令和5年1月より、申請書が新しい様式に変更となりました。新様式の申請書でのご申請をお願いいたします。

傷病手当金・出産手当金の申請書(3ページ目事業主証明)の記入上の注意点をまとめておりますので、証明をされる際にご参照ください。

